令和4年3月9日招集

第1回若桜町議会定例会会議録 (令和4年3月10日)

若桜町議会事務局

令和4年第1回若桜町議会定例会(第2号)

招集年月日	令和4年3月10日									
招集の場所	若桜町役場(若桜町議会議場)									
開会	午前10時00分									
応 招 議 員	1番	谷	П	貴	6番	Щ	本	晴	隆	
	2番	森	田二	郎	7番	JII	上		守	
	3番	梶	原	明	8番	中	尾	理	明	
	4番	山	本 安	雄	9番	小	林		誠	
	5番	前	住 孝	行	10番	Щ	根	政	彦	
不応招議員										
出席議員	1番	谷	口	貴	6番	Щ	本	晴	隆	
	2番	森	田二	郎	7番	JII	上		守	
	3番	梶	原	明	8番	中	尾	理	明	
	4番	山 2	本 安	雄	9番	小	林		誠	
	5番	前(主孝	行	10番	Щ	根	政	彦	
欠席議員										
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町	長	上川	元張	教育	長	7	新川	哲也	
	副町長		盛田 敬一		教育委員会次長		1	谷口 国彦		
	総務課長		藤原 祐二		税務課長			前田 弥生		
	ふるさと創生課長		谷本 剛		地域整備課長		1	竹本 英樹		
	会計管理者		小林 貴之		農山村整備課長			中島	毅彦	
	にぎわい創出課長		川戸 康之		町民福祉課長		-	 上川	恭子	
	町民福祉課参事		畷 友美		包括支援センター 所長		Ē	寺西	満	

会議の顛末

本会議(3月10日)

議長(山根政彦)

おはようございます。ただいまの出席議員 数は10名です。

定足数に達していますので、これより本日 の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「諸般の報告」をします。

常任委員会に付託した請願等について報告します。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布 の請願等文書表のとおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、総 務産業教育民生常任委員会に審査を付託しま したので報告します。

日程第2

「町長の所信表明」

町長の所信表明を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

皆様、おはようございます。

このたび若桜町長に就任いたしました上川 元張でございます。就任に当たりまして、私 の所信を述べさせていただきます。

この冬は、度重なる積雪に見舞われまして、 町民の皆様から「雪かきに疲れ果てた」といった声を多く聞いたものでございます。よう やくここ数日、暖かい晴天が続き、雪解けが 進み、春の足音が一気に高鳴ってまいりまし た。

本日、令和4年第1回若桜町議会定例会を 招集させていただきましたところ、議員の皆 様にはこぞってお集まりをいただき、諸議案 のご審議を賜りますこと、まずもって感謝を 申し上げます。 議員の皆様には、去る2月13日執行の若 桜町議会議員一般選挙におきまして、ご当選 を果たされましたこと、改めてお祝いを申し 上げます。

私も同日の町長選挙におきまして、町民の 皆様からのご支援をいただき、当選を果たす ことができました。

2月20日に町長に就任して半月がたちましたが、町民の皆様の期待の大きさと職責の重さを改めて実感をしているところでございます。今後、しっかりと町民の皆さんの声に耳を傾け、議員の皆様と連携してまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますのでご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、若桜町は、今、深刻な過疎化、少子 高齢化の問題に直面をしております。令和2 年10月の国勢調査で人口は3,000人を 割り込んで2,864人となり、高齢化率は 48.6%と、2人に1人が65歳以上の高齢者 となりました。

私もこのたびの選挙で各集落を回って、空き家の多さ、また、独居や夫婦のみの高齢者世帯の多さを強く実感したところでございます。過疎化、高齢化が一層進展しているというのが現状でございます。

一方で、生まれてくる子どもの数は昨年が 2人、その前年は6人ということです。コロナの影響を差し引いても、少子化に一段と拍車がかかっているという状況でございます。

10年後、20年後の町の姿を想像しますとおのずと強い危機感を抱かざるを得ませんが、こうした危機感を職員はもとより、議員の皆様にもしっかりと共有をしていただくことが大切かと思っております。

その上で、私は現状を悲観して諦めるのではなくて、たとえ人口が減っても、町民の皆さんの絆をより深めて自立を目指し、また、町外からも多くの方々においでいただき、住んでいただき、あるいは応援をいただきながら、町民がいつまでも楽しく幸せに暮らしていける、そんなまちづくりを進めていきたいと思っております。

今回の町長選に立候補するに当たりまして、 私はそういった思いから、「いつまでも笑顔で 暮らせる若桜町へ」ということをキャッチフ レーズに「若桜町がんばるプラン」として8 つの政策目標を掲げて町民の皆様に訴えました。

ここでは1つ、「地域の経済を潤す」、2つ、「町民の暮らしを守る」、この2つの政策の柱に分けて述べさせていただきたいと思います。なお、施策の推進に当たりましては、国連の持続可能な開発目標SDGsの17の目標がございますけれども、それを骨格に据えまして、環境、社会、経済のこの3つのありようをバランスよく施策に反映をして、持続可能な若桜町の礎を築いていきたいと思います。

1つ目、「地域の経済を潤す」ということで ございます。まず、本町の基幹産業である農 林業ですが、特に町内の林業はここ10年で 素材生産量が5倍近くも増え、成長産業と言 っても過言ではございません。20代、30 代の若い従事者も増えております。この成長 産業の流れを力強く後押しし、所得の向上と 雇用の創出につなげていきたいと思います。 そのために、林道や作業道などの路網整備、 高性能林業機械整備による施業の集約化・効率化、人材の育成確保などにより、木材の搬出環境を整備するとともに、再造林の支援による持続可能な森林経営の促進、さらには、 町内製材工場における木材製品の高付加価値化や、販路拡大による流通体制の構築などの支援に取り組んでいくことで、町土の95%を占める山林を有効活用していきたいと思っております。

農業については、集落営農や農業法人など 担い手を確保し、耕作放棄地の増加を食い止 め、農産物の生産力向上と販路の拡大により、 特産品化を進めていきたいと考えております。

併せて、鳥獣被害対策にもしっかり取り組み、ジビエ肉の活用も引き続き促進をしてまいります。

また、観光面では、コロナ禍で密を避け、 自然豊かな環境を求める人々の価値観の変化 を捉え、氷ノ山エリア、若桜宿城下町の町並 みや若桜鉄道などを活用した観光交流を進め ます。

氷ノ山については、昨今の温暖化の傾向を踏まえ、冬のスキーだけに頼らず、夏場の合宿やキャンプなどのアウトドア活動を盛んにし、オールシーズンで誘客できる観光スタイルへの転換を促進いたします。

若桜宿については、昨年夏に重要伝統的建造物群保存地区の指定を受け、また、魅力的なお店も増えてきて、町外からお越しになる人も増えております。

若桜鉄道を活用し、また、山城ブームの若 桜鬼ヶ城祉と合わせて入り込み客を増やし、 地域にお金をしっかり落としていただき、経 済波及効果を高めていきたいと思います。

併せて、コロナ後のインバウンド需要を見据え、本町ならではの自然体験、農林業体験、ものづくり、民泊などを取り入れた外国人観光客向けのプログラムを醸成していきたいと考えております。

こうした産業振興策と併せて消費の面にも 着目をして、地域のものは地域で消費する「地 産地消」はもとよりですが、地域にないもの があれば、何とか地域で生産できないかと知 恵を絞る「地消地産」という発想も持ちなが ら、地域からのお金の流出をなるべく減らし て、地域内の経済循環を強固なものとし、雇 用創出や所得の確保につなげていきたいと思 います。

例えば、学校給食の食材や道の駅の農産物の地元調達率の向上を目指し、これを町内の 各種食事提供施設や配食サービスに広げてい きたいと思います。

また、地元にないお店、例えばそば屋ですとかパン屋、ジビエ料理屋など、移住施策とも絡めながら起業を促進するような取組も検討してみたいと思います。

とりわけ電気やガソリン、灯油などのエネルギーにつきましては、年間5億円が町外に流出しているとの試算があります。地元の木質バイオマスや水力を活用して、エネルギーの地産地消を推し進め、町外に流出するお金を少しでも減らしながら、地域の経済を潤していきたいと思います。

具体的には、公共施設への木質バイオマスボイラーの設置促進、小水力発電等、集落ぐるみの再生可能エネルギー導入の取組への支援、さらに住宅への太陽光や薪ストーブなどの設置の促進などに取り組んでいきたいと思います。

2つ目の柱は「町民の暮らしを守る」ということでございます。コロナ禍での様々な行事の中止と相まって、地域の活力低下や集落の担い手不足という声が聞かれるところでございます。

集落や自治会は、村づくりや高齢者の見守りの基盤であり、町の元気の源でもありますので、その活動をしっかりと促進し、地域コミュニティの絆の再生に取り組みます。

具体的には、地域行事への参加や小地域サ

ロンのような人の集いを促進するような取組ですとか、高齢者の孤食を防ぐための高齢者食堂や、里山ビジネスなど、集落ぐるみの取組を促進することも検討したいと思います。

また、特に池田地域では、担い手不足から 集落機能の維持が困難となりつつあることか ら、新たな集落支援の枠組みを検討し、集落 機能の強化に取り組んでいきたいと考えてお ります。

また、町内の買い物や公共交通等の生活機能や医療介護の提供サービスは、特にお年寄りには切実な問題です。お年寄りが安心して生活できるよう、きめ細かく支援をしていきたいと思います。

買い物に関しては、町内の買い物環境をまずはしっかり維持していくことを基本に、移動販売や宅配など、より広い選択肢を提供できるよう取り組んでいきたいと思います。

また、公共交通につきましては、利用者の 目線に立って、より利便性が高く、かつ持続 可能な交通体系を構築していきたいと思いま す。

医療や介護に関しては、老後を安心して町内で暮らしていただけるよう、地域医療を維持しつつ、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療・介護の連携を一層促進していきたいと考えております。

また、若者、女性なども含めて、全ての町 民が暮らしやすい環境づくりを図るため、デ ジタル技術を活用した住民の利便性の向上、 危険空き家の除去や空き家の利活用の対策強 化、豪雪による孤立集落の防止と、きめ細や かな生活道路の除雪対策、豪雨等の災害時の 住民避難の安全性の確保など、防災対策にも 力を入れていきたいと考えております。

若桜町は、保育料の無料化をはじめ、県内に先駆けて手厚い子育て支援を行ってまいりました。子育て世代の意見も聞きながら、もう一段の支援策を検討し、また、教育環境の充実にも努めてまいります。そして、将来、

地元に帰って活躍する子どもたちが増えていくよう、ふるさと教育を進めるとともに、U ターン促進施策も講じつつ、持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、私の施策の一端についての考え方や 具体的な取組の例を申し上げましたが、これ を実現するため、住民、民間団体や町内企業 との連携を図りながら、オール若桜で取り組 んでいきたいと考えております。

あわせて、町職員がその持てる力を十分に 発揮し、町民福祉の向上に一丸となって取り 組んでいけるよう、職場環境や体制を整えて いきたいと考えております。

今後、役場の中や総合計画審議会での議論 を重ねた上で、現在、策定中の第10次若桜 町総合計画に盛り込んで施策化をしていきた いと思います。

施策の実現に向けて、議員の皆様の一層の ご理解とご協力をお願い申し上げまして、所 信表明とさせていただきます。ありがとうご ざいました。

議長(山根政彦)

以上で町長の所信表明を終了します。 日程第3

「教育行政方針」

教育長の令和4年度教育行政方針を求めま す。新川教育長。

教育長 (新川哲也)

令和4年若桜町議会第1回定例会において、 若桜町教育行政方針について、ご説明を申し 上げます。

若桜町教育委員会では、本年度、計画年度の最終年度となる「若桜町教育プラン」に基づき、学校、家庭、地域、社会、それぞれが相互連携し、本町の教育力向上を図り、新しい時代に向け、若桜町の未来を担う子どもたちのための教育施策を、効果的かつ確実に進めてまいります。

それでは「若桜町教育プラン」の5つの基本目標を基に、主要な施策について申し上げます。

まず、「確かな学力を育む教育の推進」についてであります。本年は、平成24年にスタートした若桜学園が、開校11年目を迎えることとなり、小中一貫教育校の歩みも新たなステージに入ります。

教育委員会では、これまでの教育施策の取組の成果や課題を整理、検討するとともに、GIGAスクール構想の実現、小中一貫教育の実践や蓄積を活かしながら、子どもたちが自ら未来社会を切り開くための資質・能力をさらに一層進め、小中一貫校の強みを活かした学びの創造、授業改善に向けて取組を推進してまいります。

また、何を学ぶかだけでなく、どのように 学ぶかへの学習の転換を図り、共同学習の進 化など、学びのスタイルの確立や、タブレットなどのICT機器を学習に生かし、教員も 児童生徒も見通しを持ったより分かりやすい 授業を基に、学習活動の一層の充実や主体 的・対話的で深い学びの視点から、授業改善 を目指します。

次に、「豊かな心と健やかな体を育む教育の 推進」であります。若桜学園での9年間の小 中一貫教育の中で、小中連携の異学年交流に よる縦割り活動や、学校外の多くの人々との 交流を通じて、他人を思いやる心、命や人権 を尊重する心、若桜を愛する心などを育み、 豊かな人間性や社会性を育成する心の教育を 推進します。

社会に開かれた教育課程の実現には、保護者や地域の信頼に基づく、地域とともにある学校づくりを進めていくことが不可欠です。若桜学園では、令和3年度に学校運営協議会を設置いたしました。この協議会で、地域住民や教職員で熟議を行い、学校運営にその意見を反映させて、地域と学校が一体となって、子どもたちを育むコミュニティスクールとし

ての取組を一層進めてまいります。

また、将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育を進めるため、コミュニティスクールを活用し、子どもたちがふるさとを学び、若桜の豊かな自然、文化、地域の人々の生き方に触れ、若桜に誇りと愛着を持ち、ふるさとを継承、発展させようとする意欲や態度を養う、ふるさとキャリア教育を推進してまいります。

広報わかさ3月号で紹介された「子どもシンポジウム」では、6年生が相互学習の授業で学んだふるさと若桜町の地域資源や、強みや弱みなどを調査研究し、自分で課題を見つけ、課題解消に向け、よりよい未来の若桜町となるような活動や取組を提案し、発表しました。

自分たちの住む地域のすばらしさや魅力を 知ることで、地域への愛着を持ち、ふるさと の課題解消のために自分たちに何ができるか 考え行動する、このような実践的な教育を通 して、子どもたちが課題解決力を身につける ことを期待しております。

一方で、児童生徒を取り巻く環境が複雑、 多様化している今日、いじめ問題や不登校問題に的確に対応することが求められています。 このような中、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、 児童生徒の様々な課題を早期に発見し、支援する教育相談体制の充実に努めてまいります。

なお、不登校傾向にあり、学習から遠ざかる中で不安が増してしまう児童生徒への学習 支援についても、学習支援による指導を継続 して行ってまいります。

次に、子どもたちを支える教育環境づくりであります。若桜学園ではGIGAスクール構想により、高速大容量の校内無線LAN整備と、児童生徒一人1台端末の環境整備を行い、学力の向上を目指した効果的な活用や、一人ひとりの可能性を引き出す個別最適化された学びや、情報活用能力の育成に取り組ん

でいます。

引き続き、ICTを活用した学習で使用する教材ソフトの整備や、ICTの専門的知識を有するICT支援員を配置するとともに、教職員のスキルアップ研修をサポートしながら、指導力向上を図ってまいります。

次に、ライフステージに応じて学び続ける 生涯学習の推進であります。人生100年時 代の到来を迎えている今日、全ての人が学び を通じて、楽しく元気に、豊かで潤いのある 生活を送ることができるよう、公民館や生涯 学習情報館では、町民の生涯学習の活動拠点 としての教養の向上や、健康の増進を図るた め、講演会、各種講座の開催やサークル活動 の支援を行ってまいります。

さらに、ICTなどを活用した他の自治体などと連携したオンラインによる学習機会の提供など、いつでもどこでも学べる環境整備に努めてまいります。

生涯学習情報館では、調べものの相談に対応するレファレンスサービスの取組や、ボランティアグループとの協力で、子どもの本祭りや読み聞かせ教室など、町民が図書に触れるきっかけになるような事業を行うことにしております。

また、生涯学習情報館にはない図書などを、 県立図書館など県内だけでなく、県外各図書館との相互連携による図書貸借サービスや、 来館が困難な地域への移動図書館車の巡回サ ービスを行ってまいります。

人権教育では、誰もが安心して暮らせる差別のない社会を築くため、人権が尊重される社会の実現に向けた取組が一層重要になります。特にデジタル社会が進展する中、インターネット上の誹謗中傷など、デジタル社会の負の側面が拡大しています。

このため、同和問題をはじめとする、あらゆる差別解消に向けた人権意識の向上、人権教育の充実を図るとともに、若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画を踏まえ、

関係機関と連携した啓発活動や相談体制の充 実を進めてまいります。

最後に、文化、芸術、スポーツの振興であります。昨年8月2日に、若桜宿の町並みが国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。先人から守り伝えられてきた貴重な町並みを将来に継承するため、本年度から固定資産税の減免制度も始まります。

国の住宅改修補助制度や、町並み保存計画 及び活用方法などについて、より一層の周知 を図り、住民の皆様にご理解とご協力をいた だくよう、取組を進めてまいりたいと考えて おります。

スポーツの振興については、健康づくりや 競技力向上及び地域コミュニティ活動につな がるスポーツ活動の推進を図ってまいります。

体育館、温水プールや八幡広場等の有効活用や、体育協会等関係団体との連携を深め、誰もがスポーツやレクリエーション活動に取り組めるよう、スポーツ教室の開催などにより、スポーツの楽しさ、すばらしさなど、スポーツをする機会の提供に努めてまいります。

以上、令和4年度教育行政の概要を説明させていただきました。新型コロナウイルス感染症により、社会活動の制限など様々な影響がある中、これまで当たり前に活動してきた学校教育や社会教育について、その役割や意義を再認識し、改めて教育の使命を強く感じたところであります。

住民の皆様が、生涯にわたり健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、また、新しい時代を担う子どもたちが、生きる力を身につけ、健やかに成長できるよう、取組を進めてまいります。

議員各位のご理解とご協力を賜りますよう お願い申し上げまして、教育行政方針といた します。

議長(山根政彦)

以上で、教育長の教育行政方針を終了しま

す。

日程第4

議案第1号 令和4年度若桜町一般会計予 算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

議案のご説明に入ります前に、昨今の情勢 について少し申し上げます。

新型コロナウイルス感染症では、3月3日に県内の感染者が7千人を超え、いまだ猛威を振るい続けています。特に保育園や学校、高齢者施設等でクラスターが多く発生し、隣の八頭町でも独自の緊急事態宣言を出され、若桜町内での感染リスクが高まっているという状況でございます。

感染者の多くが家庭内で感染していることを考えれば、我々一人ひとりも感染対策をしっかり行うこと、また、ワクチンを接種することが重要であると考えます。

現在、3回目のワクチン接種を行っておりますが、本町では3月9日、昨日時点で約65%の方が完了し、県内でもかなり早いスピードで接種が進んでおります。さらに、5歳から11歳までの小児接種につきましては、麒麟のまち圏域でのご協力をいただき、一昨日から広域接種ができる状況となっております。

町民の皆様には、副反応のこともございますが、できるだけ多くの方にワクチンの接種を行っていただきたいと考えておりますので、まだ接種されておられない方は、今一度接種についてご検討いただければと思います。

国際情勢に目を向けますと、2月24日、ロシアがウクライナに対する軍事侵攻に踏み切り、現地では今も戦闘が続いております。ウクライナの軍事施設をはじめ、重要施設が破壊され、さらに多くの都市で子どもを含む民間人が犠牲となり、胸が締めつけられるような報道が連日続いております。

このような行為は、ウクライナの主権と領土を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反として断じて許されるものではありません。

国際社会は、銀行間の国際決済システム・SWIFTからのロシアの締め出しや、ハイテク製品の輸出規制、ロシア国内での事業停止などの制裁を発動し、アメリカを中心に原油の禁輸措置に踏み切る動きも見られます。

こうした制裁により、ロシアの侵攻が止むことを期待するものでございますが、戦闘と制裁により、国内でも景気の冷え込み、物流への影響、さらなる原油高、穀物等中心とする物価への影響など、国民生活への影響は避けられず、県内でもロシアとの取引業者への影響が見られる状況でございます。

一刻も早く戦闘が停止されることを祈ると ともに、今後も国民生活への影響を注視して まいりたいと思います。

また、昨日投開票が行われました韓国大統領選挙におきまして、野党のユン・ソギョル氏が当選をされました。本町は、江原道平昌郡と交流協定を締結しておりますが、昨今の日韓関係の冷え込みもあり、交流が行われない状況がここ2、3年続いているところでございます。ユン氏は、日韓関係の改善に意欲を示しているとの報道がございますので、今後の関係改善に期待をしたいと思っております。

それでは、議案第1号 令和4年度若桜町一般会計予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

令和4年度一般会計当初予算につきましては、任期満了に伴う町長、町議会議員選挙から期間がないこともあり、継続的あるいは特別の事情がある施策を除き、原則として義務的経費を中心とした、いわゆる「骨格予算」として編成したところでありますが、昨年度の歳入歳出予算総額38億5,700万円に対しまして1億7,400万円、率にして

4.5%減額の、総額36億8,300万円を計上いたしております。

また、第2条の債務負担行為につきましては、「第2表債務負担行為」のとおり、事項、期間及び限度額を定め、第3条の地方債では、「第3表地方債」のとおり過疎対策事業債などそれぞれの限度額を、第4条では一時借入金の借入最高額を4億円と定めております。

第5条の歳出予算の流用につきましては、 地方自治法第220条第2項のただし書きの 規定により定めております。

それでは、まず、歳入の主なものについて ご説明をいたします。

町税に2億7,357万9千円計上しております。前年対比18.3%の増、予算総額に占める割合は7.4%となっております。町税のうち、固定資産税につきましては、前年度に比べ、4,911万1千円の増額を見込んでおりますが、これは、県の眷米ダム等に係る国有資産等所在市町村交付金が約5千万円の大幅な増額となることによるものでございます。

次に、地方交付税につきましては、算定の基礎となる国勢調査による人口は減少いたしましたが、国の地方財政計画において、交付税総額は、対前年度比6,153億円増の18兆538億円が確保されていることから、昨年度と同額の19億円を見込んでおり、予算総額に占める割合は51.6%となっております。

国庫支出金では、生活保護費国庫負担金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの減額を見込んでおり、総額2億8,090万円、対前年度比5.8%の減、県支出金では、農林水産業費補助金が4,627万2千円の減額となるなど、対前年度比12.9%減の、総額2億7,010万3千円を計上しております。

財産収入では、町有林売払代金に650万円計上するなど、総額1,969万7千円を見込んでおり、対前年度比224万4千円の増

額となっております。

繰入金では、財政調整基金からの繰入れが 増加したため、対前年度比4,061万1千円、 率にして15.1%増となる、3億1,005万 5千円を計上しております。

町債は、臨時財政対策債、過疎対策事業債など、その他の起債と合わせまして、2億9,571万円を計上しており、対前年度比43.3%の大幅な減額となっております。

その他、地方消費税交付金をはじめとした 各種交付金、使用料及び手数料、寄付金、諸 収入などをもって予算措置をいたしておりま す。

町税、使用料及び手数料、財産収入などの 自主財源の予算総額は8億1,624万円で、 予算総額に占める割合は22.2%となっております。

次に、歳出について、予算科目ごとにその 概要をご説明いたします。

議会費では、各委員会の調査研究に要する 経費、議会だよりの発行費用など、総額6, 033万2千円を計上いたしております。

総務費では、行政運営を行っていくための 総括的な経費及び地方創生の取組を進めるために必要な経費を計上するとともに、「自治会・コミュニティ活動の振興」、「特定地域づくり事業」、「若桜鉄道の利用促進や軌道等施設の管理」、「町営バスの運行」などをはじめ、地域の振興・活性化及び住民自治に関する費用のほか、知事・県議会議員選挙、参議院議員選挙に関する経費を計上しており、総額7億1,333万4千円となっております。

民生費は、総額7億5,014万3千円となっており、「高齢者や障がい者に対する福祉事業」、「子育て応援給付金」、「わかさこども園や子育て支援センターの運営費用」、「生活保護費」など、地域福祉や少子化対策、子育て支援の充実のための費用のほか、「ゆはら温泉の管理運営費用」、「国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金」を

計上いたしております。

衛生費では、「資源ごみ回収やごみ減量化推進のための環境衛生事業」、「ごみ収集や処理を行う塵芥処理対策事業」、「インフルエンザ、風疹などの予防事業」、「各種がん検診や健康ポイント事業の実施などの健康増進事業」、「計画的に簡水施設の統合を実施する簡易水道事業特別会計への繰出金」など、住民の健康づくり及び保健衛生・環境衛生の推進のための経費として、総額2億4,222万4千円を計上いたしております。

農林水産業費では、「中山間地域の農地を守るための中山間地域等直接支払制度や農地中間管理、耕作放棄地解消対策事業」、「本町の豊かな資源を活用した特産品の研究開発販売支援事業」、「有害鳥獣被害対策事業」など、中山間地における農業の活性化、地域資源を活かした若桜ブランドの確立など、農業に関する費用のほか、「地籍調査事業」、また「若桜材需要拡大推進事業や森林整備、林道事業」などの林業振興、森林の活性化に必要な経費及び水産業の振興を図る経費として、総額4億4,020万9千円を計上しております。

商工費では、本町の「商工業や観光振興に関する事業」、「氷ノ山集客促進事業」、「道の駅及び氷ノ山関連施設」、「駅前店舗の指定管理」など、商工業の振興と地域の活性化、恵まれた観光資源を生かした観光客の増加を図るための費用として、総額1億5,563万5千円を計上いたしております。

土木費では、町道や橋梁、消雪施設の調査 点検、改修及び除雪などの道路維持、町道整 備に係る工事、用地購入、物件移転補償費な どの町道新設改良事業、町営住宅の維持管理、 中ノ島公園など住民の憩いの場の維持管理な ど、道路、住宅などの社会基盤の整備、所管 する施設の適正な維持管理を行うための費用 として、総額3億3,057万円を計上いたし ております。

消防費では、東部広域行政管理組合への負

担金、消防団・自警団の活動経費や自衛消防 組織の育成経費、備蓄物資の購入や耐震補助 など、防災・災害対策に係る経費など、安心 安全な暮らしを守る地域防災力の強化、災害 に強いまちづくりのための費用として、総額 1億3,903万2千円を計上いたしており ます。

教育費には、総額3億4,906万2千円を 計上しております。事務局費、学力向上支援 事業、外国青年招致事業など、教育行政を推 進するための総括的な費用のほか、若桜学園 管理運営や教育振興事業、スクールバスの運 行及び高校生の通学費助成、適応指導教室運 営事業、奨学資金の貸付けなど教育の振興、 保護者の負担軽減などに関する費用。

また、社会教育費として、人権同和教育の 推進、社会教育団体や青少年育成事業及び氷 ノ山寿大学などの生涯学習、重要伝統的建造 物群保存地区の保存や、町史編さんなどの文 化財保護費など、社会教育や生涯学習、歴史・ 文化の保存活用を推進するための費用を計上 いたしております。

保健体育費では、スポーツ教室の開設や体育協会への支援、八幡広場や温水プールなどの体育施設の管理運営など、体力づくり、生涯スポーツを推進するための予算を計上いたしております。

その他、災害復旧費には、発生した災害に 早急に対応するための費用を、公債費には、 町債の元利償還金を計上し、予備費において 歳入歳出総額の調整を行っております。

以上、予算の概要につきましてご説明いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山根政彦)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 ただいま議題となっております、議案第1号 令和4年度若桜町一般会計予算は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第8条第1項の規定により、本 会議終了後、予算審査特別委員会を全員協議 室に招集いたします。

日程第5

議案第2号令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第3号令和4年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第4号令和4年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号令和4年度若桜町筒易水道事業特別会計予算、議案第6号令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第8号令和4年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第10号令和4年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第11号令和4年度若桜町は定新築資金等貸付事業特別会計予算を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案 につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第2号 令和4年度若桜町国民健康保 険事業特別会計予算でありますが、歳入歳出 予算の総額は4億3,143万5千円でござ います。 この会計は、被保険者に必要な保険給付と 一次予防のための保険事業を行うものでござ いますが、保険給付費の算定につきましては、 前年度の給付見込みを基に、過去の給付費実 績等も勘案して算定しております。

また、特定健診、人間ドッグ、脳ドッグなどの保健事業費及び国民健康保険事業費納付金を計上しております。

財源につきましては、国民健康保険税、県支出金、繰入金などで措置しております。また、第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により定めております。

続きまして、議案第3号 令和4年度若桜町 介護保険事業特別会計予算でありますが、歳 入歳出予算の総額は7億198万1千円でご ざいます。

この会計は、被保険者に必要な介護サービスを提供するものでありますが、介護保険給付費の算定に当たりましては、これまでの給付実績や被保険者のニーズなどを勘案し計上いたしており、その財源として介護保険料、国県支出金、支払い基金交付金、繰入金などにより措置しております。また、第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により定めております。

続きまして、議案第4号 令和4年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算でありますが、 歳入歳出予算の総額は6,595万7千円で ございます。この制度では、被保険者から納 入された保険料を、保険者である鳥取県後期 高齢者医療広域連合へ納付することとなって おり、歳出は、その納付金及び事務費で構成 されております。

なお、事務費及び保険料軽減に係る納付金の財源につきましては、一般会計からの繰入金で措置しております。

続きまして、議案第5号 令和4年度若桜町 簡易水道事業特別会計予算でありますが、歳 入歳出予算の総額は4億6,637万3千円 でございます。

今年度も、若桜簡易水道統合に伴う測量設計と施設の統合整備工事を予定しており、その事業費が主なものとなっておりますが、その他、施設維持修繕や漏水調査、地方公営企業法適用化に向けた経費などを計上しております。

これらの財源として、水道使用料、国庫支出金、町債、一般会計繰入金などで措置しております。また、第2条の地方債につきましては「第2表地方債」のとおり限度額を定めております。

続きまして、議案第6号 令和4年度若桜町 公共下水道事業特別会計予算でありますが、 歳入歳出予算の総額は1億5,246万5千 円でございます。

歳出では、公共下水道施設の維持管理や改築設計費などを計上しており、これらの財源として、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などで措置しております。また、第2条の地方債につきましては「第2表地方債」のとおり限度額を定めております。

続きまして、議案第7号 令和4年度若桜町 農業集落排水事業特別会計予算でありますが、 歳入歳出予算の総額は6,368万2千円で ございます。

歳出では、池田地区、吉川地区の各施設の維持管理費と地方債元利償還金などを計上しており、これらの財源は、使用料及び手数料と一般会計繰入金で措置しております。

続きまして、議案第8号 令和4年度若桜町 赤松団地造成事業特別会計予算でありますが、 歳入歳出予算の総額は55万6千円でござい ます。

歳出では、団地造成時に借り入れた地方債の元利償還金及び一般会計への繰出金を、歳入において、その財源として土地貸付料を計上しております。

続きまして、議案第9号 令和4年度若桜町

財産区造林事業特別会計予算でありますが、 歳入歳出予算の総額は325万4千円でござ います。

歳出は、造林事業委託料と事務費であり、 その財源として、歳入に、公団と財産区の負担金を計上しております。

続きまして、議案第10号 令和4年度若桜 町索道事業特別会計予算でありますが、歳入 歳出予算の総額は4,185万円でございま す

この会計では、指定管理者制度の下で利用料金を指定管理者が収受し、本会計に納付金を受領する予算を計上しております。なお、施設の整備については町が実施することとなっており、令和4年度は、経年劣化による減速機や脱索検出装置、搬器座面の更新を予定しております。

このほか、維持管理費及び事務費などを計上し、これらの財源として、財産収入、繰入金、諸収入、町債で措置しております。第2条の地方債につきましては「第2表地方債」のとおり限度額を定めております。

続きまして、議案第11号 令和4年度若桜 町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であ りますが、歳入歳出予算の総額は90万円で ございます。

住宅新築資金等貸付金に係る元利収入を一般会計へ繰出しするよう予算措置しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長(山根政彦)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第11号までの10議案は、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託の上、会

期中に審査したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第11号までの10議案は、予算審査特別委員会に付託の上、会期中に審査することに決定しました。

日程第6

議案第12号 令和3年度若桜町一般会計補正予算(第5号)、議案第13号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、議案第14号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)、議案第15号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第16号 令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算(第1号)を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。 議案第12号 令和3年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳 入歳出予算の総額に、それぞれ8,416万8

入歳出予算の総額に、それぞれ8,416万8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億 2,300万5千円とするものでございます。

地方自治法第213条第1項の規定による 繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明 許費」のとおりとし、債務負担行為の追加は 「第3表 債務負担行為補正」、地方債の変更 は「第4表 地方債補正」のとおりでございま す。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。地方消費税交付金では、交付金の実績見込みにより55万円減額いたしました。

地方特例交付金及び地方交付税につきましては、交付決定に伴い、それぞれ71万5千円、2億6,282万4千円を追加いたしまし

た。分担金及び負担金では、保育所広域入所 委託料に161万3千円追加するなど、その 他の補正と合わせまして、総額188万8千 円を追加いたしました。

国庫支出金では、実績見込みにより、生活 保護費国庫負担金を788万7千円減額する など、その他の補正と合わせまして、総額1, 107万4千円減額いたしました。県支出金 では、市町村創生交付金や移住定住推進交付 金などの各種補助金等について実績見込みに より再算定し、総額1,024万4千円減額い たしました。

財産収入におきましても、実績見込みにより、町有林売払い代金を130万円減額しております。 寄附金では学校教育のために活用してほしいとして頂いた寄附金とふるさと納税の実績見込みによる増額を合わせまして、総額1,950万円追加いたしました。

繰入金では、財政調整基金等各種基金繰入 金について、実績見込みにより調整し、総額 1億9,374万7千円減額いたしました。

繰越金では、前年度繰越金として8,873万3千円を追加しております。諸収入では、介護予防支援計画事業収入に76万7千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額96万7千円追加いたしました。

町債では、過疎対策事業債など、財源充当 した事業の実績見込みにより調整し、総額7, 354万4千円を減額しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いた します。

議会費では、旅費を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額278万6千円減額いたしました。

総務費では、移住定住促進事業や地域おこし協力隊設置事業、財政調整基金積立など、各事業について実績見込みにより調整し、総額1億6,834万1千円を増額いたしました。

民生費では、実績見込みにより、生活保護

扶助費や老人保護措置事業など各事業について調整を行ない、総額2,079万7千円を減額いたしました。

衛生費では、簡易水道会計繰出金に655 万5千円を追加いたしましたが、塵芥処理対 策事業を1,185万円減額するなど、その他 の補正と合わせて、総額586万6千円を減 額いたしました。

農林水産業費では、農地中間管理事業や若 桜材需要拡大推進事業など各事業の実績見込 みにより、総額2,420万5千円を減額して おります。

商工費では、実績見込みにより、商工振興事業や道の駅管理事業など各事業費を調整し、総額2,152万2千円を減額いたしました。なお、コンビニにつきましては、「スーパーも含めて町内の買い物環境をどう維持していくかという広い議論をすべき」と考え、一旦検討を白紙に戻すため、設計委託料を減額しております。

土木費では、町道新設改良事業を1,998 万3千円減額いたしましたが、大雪に伴う除 雪経費の増額により、道路維持費に2,200 万円を追加するなど、その他の補正と合わせ まして、総額255万1千円増額いたしました。

消防費では、常備消防費を3,255万2千円減額するとともに、簡易水道事業特別会計繰出金に120万9千円追加し、総額3,134万3千円を減額いたしました。

教育費では、実績見込みにより、通学対策 事業や温水プール管理など、各事業費を調整 するとともに、寄附金を財源に教育文化振興 基金への積立金として1,500万円を追加 し、総額1,075万8千円追加いたしました。

災害復旧費では、財源を精査し、財源更正 を行なっております。

なお、歳入歳出総額の調整のため、予備費 に903万7千円を追加しております。

続きまして、議案第13号 令和3年度若桜

町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する国民健康保険税の減免に伴い、現年課税分を43万6千円減額し、当該減免額に対する国庫及び県支出金を合わせて同額の43万6千円追加するものであり、既定の歳入歳出総額に変更はございません。

続きまして、議案第14号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ7,345万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億7,477万6千円とするものでございます。

このたびの補正は、実績見込みに伴う補正 であり、歳出において各種事業費を精査する とともに、その財源である歳入費目を調整す るものでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、介護給付費負担金を1,064万3千円減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額2,029万円減額しております。支払基金交付金では、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金を合わせて、総額2,030万円減額いたしました。

県支出金では、介護給付費負担金を1,18 4万7千円減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,248万円を減額しております。繰入金では、一般会計繰入金及び基金繰入金をそれぞれ287万7千円、1,74 9万9千円減額いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費では、東部広域行政管理組合への負担額の確定により6万4千円を減額いたしました。保険給付費では、各サービス給付費の実績見込みによる事業費の精査を行い、施設介護サービス費を5,100万円減額するなど、総額7,030万円減額しております。

基金積立金では、介護給付費準備基金積立

金として191万7千円追加いたしました。 地域支援事業費では、第1号通所事業を29 0万8千円減額するなど、実績見込みにより、 総額500万8千円を減額しております。

続きまして、議案第15号 令和3年度若桜 町簡易水道事業特別会計補正予算についてで ございますが、既定の歳入歳出予算の総額か ら、それぞれ1億8,278万1千円を減額し、 歳入歳出予算の総額を1億1,592万2千 円とするものでございます。

また、地方債の変更につきましては「第2 表 地方債補正」のとおりでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。事業収入では、計量詮水道料及び水道メーター使用料を実績見込みにより精査し、総額476万9千円減額しております。

国庫支出金では、補助金の内示に伴い、拡 張改良事業費補助金を7,487万6千円減 額いたしました。

繰入金では、財源不足を補うため、一般会 計繰入金に776万4千円追加しております。 町債では、簡易水道事業債と過疎対策事業債 を合わせて、総額1億1,090万円減額いた しました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。簡易水道施設費では、維持修繕事業に、水道水の衛生保持のため、滅菌材料等の購入費として15万円を追加するとともに、 実績見込みに伴い、拡張改良事業を1億8, 293万1千円減額いたしました。

続きまして、議案第16号 令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出の総額から、それぞれ508万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を289万6千円とするものであります。

今回の補正は、実績見込みに伴う補正で、 歳入では分担金及び負担金を、歳出において は農林水産業費を、それぞれ508万3千円 減額いたしました。 以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長(山根政彦)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第17号 若桜町空家等の適正管理に関する条例の制定について、議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第19号 若桜町国民保険税条例の一部改正について、議案第20号 若桜町新型コロナウイルス感染症対応利子補助金基金条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第17号 若桜町空家等の適正管理に 関する条例の制定について、でございますが。

これは、町民の安全・安心な暮しの実現の ため、空家等対策の推進に関する特別措置法 に基づき、空家等の適正な管理に関し必要な 事項を定めるため、本条例を制定するもので ございます。

続きまして、議案第18号 職員の育児休業 等に関する条例の一部改正について、でござ いますが、これは、人事院規則及び人事院通 知が改正されたことに伴い、会計年度職員の 育児休業の取得要件を緩和するため、所要の 改正を行うものでございます。

続きまして、議案第19号 若桜町国民健康 保険税条例の一部改正について、でございま すが、これは、全世代対応型の社会保障制度 を構築するための健康保険法等の一部を改正 する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関 する政令が公布され、地方税法施行令の一部 が改正されたことに伴い、未就学児に係る被 保険者均等割額を軽減するため、所要の改正 を行うものでございます。

続きまして議案第20号 若桜町新型コロナウイルス感染症対応利子補助金基金条例の一部改正について、でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が広がる中、本基金を財源とする「若桜町新型コロナウイルス感染症対応利子補助金」の申請期限が延長されたことに伴い、所用の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長(山根政彦)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第21号 公の施設の指定管理者の指定(わかさ29(にく)工房)について、を 議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案 につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第21号 公の施設の指定管理者の指定 (わかさ29 (にく) 工房) について、でございますが、これは、わかさ29 (にく) 工房の指定管理者に猪鹿庵 (ジビエアン) を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いします。

議長(山根政彦)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日は、これにて散会いたします。

午前11時13分 散 会